

東社協福第625号

平成20年8月20日

Fax 03-3503-7894

厚生労働省 老健局 振興課 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

高齢者施設福祉部会長 高原 敏夫

**「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（介護保険施設等における感染対策委員会の見直し）」
に関する意見提出について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成20年7月23日付で意見募集された標題の件について、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

○提出意見

本会 高齢者施設福祉部会は、東京の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの協議会です。部会内の1つの委員会で意見を取りまとめたので提出いたします。

(高齢者施設福祉部会 職員研修委員会 生活相談員研修委員会)

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（介護保険施設等における感染対策委員会の見直し）」に関する意見

【問い合わせ先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当 (大槻)

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL: 03-3268-7172 FAX: 03-3268-0635

**「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正（介護保険施設等における感染対策委員会の見直し）」
に関する意見提出**

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会 職員研修委員会
生活相談員研修委員会
委員長 水野 敬生

感染対策委員会の開催頻度の見直しについて

現行の感染対策委員会は、「1月に1回程度定期的を開催」とされており、当部会の会員施設においても、規程のとおりを実施しているところであり、感染症の流行期には月に1回以上開催しているのが現状である。

委員会の実施を形式的に行なうべきでなく、状況に適切に対応できるようにする必要がある。施設の実情や流行期、発生の状況等を総合的に勘案して、適切な頻度で開催するとうように改正することを要望する。